

永昌監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 22 年 7 月 13 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、永昌監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

永昌監査法人を検査した結果、以下のとおり、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人においては、理事長及び品質管理委員長として、監査の基準において求められている監査業務の品質管理に関する必要な指示及び監督がほとんど行われていないほか、監査業務の質を重視する風土を醸成するために必要なメッセージを明瞭に一貫して繰り返し伝達していない。さらに、監査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視が実効性をもって実施されていないなど、その業務運営は、監査業務の質を合理的に確保するものとなっておらず、著しく不十分である。
2. 監査業務の実施については、監査業務を行うために必要な要員が確保されておらず、また、業務執行社員等において、監査の基準等に関する理解が不足しているほか、監査補助者に対する指示及び監督並びに監査調書の査閲が不十分であることから、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案及び会計上の見積り等の重要な項目について、監査の基準に準拠した監査手続が行われていない監査業務がみられる。
3. 監査業務に係る審査については、審査に諮るべき具体的事項が明確にされておらず、また、審査担当者において、監査の基準に関する理解が不足しているほか、審査を適切に実施するという意識が希薄となっている。さらに、業務執行社員との討議による審査や監査上の重要な判断に係る審査を実施していない監査業務、審査完了前に監査報告書を発行している監査業務がみられるなど、審査態勢は著しく不十分である。
4. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項については、監査法人として具体的な改善計画を作成していないほか、品質管理委員長が改善のための必要な措置を講じていないことから、改善されていない事項等が多数みられており、改善の取組みは著しく不十分である。

お問い合わせ先 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室 (代表) 03-3506-6000 (内線 2474)
